

作業完了議題	各国の対応
	<p>・今会議における修正内容に基づき、各括弧内および分析方法についての各国コメントを要請し、次回会議での検討のためステップ 6 に戻すこととした。</p> <p>○第 28 回会議(2006 年：H18 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「定義」に関し、科学的知見の更新として最新科学文献の著者及び査読者(世界中から 44 名、日本人は含まれず)による会議を 2006 年 7 月に開催した。 ・その結果から、第 27 回会議において合意された食物繊維の定義に対し、(2)の定義を提案した(CRD19)。 <ul style="list-style-type: none"> (2)Proposed definition by a WHO scientific update: <ul style="list-style-type: none"> ”Dietary fibre consists of intrinsic plant cell wall polysaccharides.” ・CRD19 における WHO 提案の定義のポイントは、「食物繊維の健康利益は、果物、野菜或いは全穀粒シリアル食品を含む食生活の疫学的研究に基づいており、このことから、食物繊維を植物由来の食品成分として定義し、それ以外の成分の適用は必要ない。3 糖類など合成されたものや低分子のものは、その生理学的な効果は認めるもの「オリゴ糖」など食物繊維とは別のカテゴリーとすべきである。」という点である。 ・部会としては、今回の会議においては更なる討議には入らず、同議案をステップ 6 に戻し、次回会議での討議のため、両案および関連資料を添付したサーキュラー・レターを回付し、各国の意見を求めることで合意した。 <p>The 27th CCNFSDU definition: “Dietary fibre means carbohydrate polymers with a degree of polymerization(DP) not lower than 3 which are neither digested nor absorbed in the small intestine. A degree of polymerization not lower than 3 is intended to exclude mono- and disaccharides. It is not intended to reflect the average DP of a mixture. Dietary fibre consists of one or more of:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Edible carbohydrate polymers naturally occurring in the food as consumed; ・ carbohydrate polymers, which have been obtained from food raw material by physical, enzymatic or chemical means, ・ synthetic carbohydrate polymers.” <p>○第 29 回会議(2007 年：H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO 提案の定義に対し、11 か国中 10 か国、13NGO 中 12NGO が反対しており、どちらかと言えば、現行の Codex 定義を支持しているが、完全な支持ではなく、種々の異なる見解があることを表明している。 ・本部会議に先立ち、各国代表に対し WHO が提案する食物繊維の定義の科学的な根拠の文献(European Journal of Clinical Nutrition (Volume 61, Supplement 1, December 2007))が配布され、文献を著述した専門家グループの一人であるカミングス博士より、WHO の提案とともに同文献の内容についての説明がなされた。 ・また、現在の一般的な食物分析法でその定量が不可能であるリグニンについて、食物繊維から除外して勘案すべきであるとの意見が示された。 ・最終的に本部会は、最新の科学的知見に基づく WHO の提案に対する各国からのコメントが提出されるまでには多くの時間を要することが想定され、また、ステップ 7 を維持した場合には新たなコメントを付加することができなくなることや考慮し、当該議題についてはステップ 6 に戻し、次回会議での討議のためのコメントを求めることとした。

作業完了議題	各国の対応
	<p>○第30回会議(2008年：H20年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カミング博士より、食物繊維の定義において、WHO案とコーデックス案の間に大きな違いのないことが説明された。 ・非植物由来の食物繊維については、個別にその効果についての科学的根拠を示す必要があることについて合意が得られた。 ・重合度3から9のものを食物繊維に含めるかどうかは、各国政府に任せられることと合意した。 ・「食物繊維が含まれている旨」の強調表示する際の基準については、固形物の場合、100g中3g または 100kcal 中 1.5g または 1人前中摂取目安量(daily reference value)の10%で合意した。1人前の量、摂取目安量、液体物については各国に任せることと合意した。 ・分析法については、フランスを議長とした電子WGで検討し、次回会議で議論することとなった。 <p>●第32回CAC総会(2009/7)においてステップ8で採択された。</p>

作業中止議題	各国の対応
<p>(1) 食品の栄養的特性と安全性に関する生産及び加工基準に関する討議資料</p>	<p>○第28回会議(2006年：H18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分の質と安全性に関わる、食品の生産、加工について、栄養学的品質条項に関するガイドラインについて見直しを行いたい旨の提案がなされ、同ガイドライン作成に関する新規作業提案の合意が得られた。 ・また、本部会会議にカナダによる討議書を提出することも合意された。 <p>○第29回会議(2007年：H19年11月)</p> <p>本案件はCCFLでも取り扱っており、重複作業になりかねないとして、当部会においては当討議文書に基づき作業を見送ることとした。</p>

2. 現在、検討中の議題と経緯

現在検討中の基準	各国の対応
<p>(1) 当部会に適用されるリスクアナリシスの作業原則に関する討議資料</p>	<p>○第24回会議(2002年：H14年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の報告がFAOよりなされた。 <ol style="list-style-type: none"> 1)ビタミン及びミネラルの栄養補助食品ガイドラインを検討する過程でリスクアセスメントを適用することが、前回の部会で取り上げられた。 2)ECや各国の科学機関も同様の検討を行っている。 3)FAO 専門家会議が2003年に計画されている。 ・部会は一般的・基本的原則を確立していく必要があることを認識し、リスクに基づくアプローチをすべての検討に入れる必要があることなどを確認した。 ・次回会議までにオーストラリアが討議書を作成する。 <p>○第25回会議(2003年：H15年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアが審議資料をまとめ提出した。 ・これまでもCCNFSDUの作業の中でビタミン、ミネラルの上限値(UL8)の設定にリスクアナリシスの手法を使うという動きはあったが、2003年7月にCODEX委員会がCODEXのフレームワークにリスクアナリシスを適用させるための「作業原則」を採択した。 ・同時にFAO/WHOがconsultationのプロセスを開始し、CCNFSDU他各部会のリスクアナリシスもその枠組みの中で行っていくことが今回正式に要請された。 ・上記作業原則に準拠しつつ、CCNFSDU独自のリスクアナリシスの原則とガイドラインを作成することが合意された。 ・次回の協議のため再度オーストラリアが電子WGの作業に基づき資料の作成を行う。 <p>○第26回会議(2004年：H16年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアをコーディネーターとする電子WGにより、以下の点を踏まえて新たに討議資料を作成することで合意した。 <ol style="list-style-type: none"> 1)栄養リスク分析の適用範囲及びリスク分析における栄養に関連した用語の解釈 2)リスク評価及びリスク管理者の役割とリスクコミュニケーションを適用する部会やFAO/WHOの場合 3)作業原則及びガイドラインを作成する際に、もつとも適切な形式と具体性を考慮する上で役立ち、本部会の目的にもつともよく質する、ほかの部会や特定タスクホースなどですでに作られたかまたは作成中のリスク分析モデルの検証 ・事務局から、本案件を討議するに当り、FAO/WHOで現在検討中の「栄養リスクアセスメントの科学的原則」(2005年予定)も考慮するべきであると助言があった。 <p>○第27回会議(2005年：H17年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアの討議資料(CX/NFSDU 05/27/10)では、当部会におけるリスク分析の作業原則及びそのガイドラインについての策定作業

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>に入る前に、以下の検討項目及び疑問点についての討議を提案している。</p> <p>Section 1: Overview of Scope and Terminology of Risk Analysis for CCNFSDU</p> <p>Section 2: Roles of Risk Assessor and Risk Manager, and Use of Risk Communication</p> <p>Section 3: Risk Analysis Models for Application to Work of CCNFSDU</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子WGを設置し、栄養との関連に置いてリスク評価の用語解釈を更に完成させ、リスク分析原則に関する提案の作成、ガイドラインと新規業務の提案を行い、2013年の完成を目指す。 ・時間的制約のため実質的な議論には入れず、現在の電子WGを続け、次回会議にて検討のための討議書を再作成する。 <p>○ 第28回会議(2006年：H18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間の関係で、ほとんど討議ができなかった。 ・オーストラリアが現討議書をもとに、新規作業の提案書を作成し、第30回CAC総会に提案することで合意した。 <p>○ 第29回会議(2007年：H19年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第30回CAC委員会において、新規作業として特に異議無く承認された。2008年にステップ5、2009年にステップ8を目指すとしている。 ・今回の会合においては、まず、新規作業の開始にあたり、タイトルを“Nutritional Risk Analysis Principles and Guidelines for Application to the Work of the Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses”とすることで合意し討議を開始した。 ・セッション毎に検討を行い、かなりの進展が認められた。まだかなりの〔括弧〕が残っているものの、部会としてステップ5に上げ、第31回コッペンハーゲン総会での承認を得ることとした。 <p>○ 第30回会議(2008年：H20年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアの作成による原案を、事前のWGで修正し、それをもとに議論をした。 ・「栄養関連物質」という用語が適切か、リスクマネージメントの判断が、費者の食生活に与える影響をどのように判断するか、などが議論され、文書の修正、重複パラグラフの削除等を行ったうえで、一般原則部会(CCGP)の議論を経て、CAC総会に諮ることで合意した。

現在検討中の基準	各国の対応
(2) 健康強調表示の科学的根拠に関する勧告提案	<p>○第24回会議(2002年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議題2で食品表示部会よりの付託として:「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン案」が食品表示部会においてステップ5に進み、CAC幹事会で承認されたことから、当部会において、健康強調表示の科学的根拠に関する討議を再開するよう要請。これを受けて討議を再開することで合意。フランスが、米国その他の国の協力(日本も参加)を得て、ステップ3としての承認を得るための提案を含めて討議資料を作成する。 <p>○第25回会議(2003年: H15年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新議題として認められ、フランスを中心に提案がまとめられた。 ・目的は、健康強調表示の科学的正当性を確立するための必要条件を明確にすることである。 ・勧告案の内容 <ul style="list-style-type: none"> 1)強調表示の基となる食品の性質に関して提出されるべき証拠の種類 <ul style="list-style-type: none"> *一般的な組成製法などの情報に加え、表示された保存条件で賞味期限保存された時の効果を保証できる証拠、分析法。 *食品としての安全性配慮 *栄養学上の安全性への配慮 2)科学上の必要条件 3)評価と定期的な再評価 ・ステップ3に留め、再度フランスが討議資料を作成しコメントを求めることとした。 <p>○第26回会議(2004年: H16年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスが、前回会議及びその後の電子WGの結果を基に改定ドラフトを提示した。 ・前回からの修正点は、安全性に関し一般的な意味での安全性に加えて栄養的安全性について、及びヒト臨床試験の必要性をより強調したことだと報告し、更に、前文については、特に直近に採択された栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインとの一貫性を持たせるための修正が必要と指摘した。 ・ステップ3に戻し、フランスがこれまでのコメント及び討議を基にドラフトを再作成、次回会議でさらに討議することで合意した。 <p>○第27回会議(2005年: H17年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスは提案内容を説明し、本資料を更に進めるために次の3点に関する部会のアドバイスを求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ①適用範囲、 ②安全性の関連、 ③ヒト試験あるいはバイオマーカーの使用を含む健康強調表示のタイプによって要求される科学的根拠の性格(CRD10)。 ・①適用範囲については、より具体的な「表示許可の手続き」等にも拡大するべきであるとの意見もあったが、本作業が委員会によって認可された際に与えられた任務は次の2点であることを部会として確認した。 <ul style="list-style-type: none"> 1)勧告案は表示の根拠の実証に必要な科学的証拠の性格を示すことが意図されていること 2)表示許可の手続きについては「各国の責任」であること ・②安全性の関連については、強調表示に直接関係する内容のみが検討されることが確認された。

現在検討中の基準	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・この件に関し、米国より、「安全性の問題」より、むしろ「健康強調表示に関わるリスクアセスメント」のほうがより適切ではないかとする示唆があった。 ・ EC は現在制度化を検討中であり、疾病リスク低減表示を含んでいることを報告し、国際ダイエタリーサブプリメント協会連合 (IADSA) は、PASSCLAIM に関する報告が公開されていることを紹介した。 ・時間的制約のため、細部についての実質的な議論ができなかったことから、CRD10 に示された質問事項に対する各国コメントを、2006 年 3 月 31 日までにフランスへ送ることが合意された。 ・フランスが、受理したコメントを踏まえて草案を再度作成し、次回会議にて検討するためステップ 2/3 に戻すことが合意された。 <p>○ 第 28 回会議(2006 年：H18 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスより、再作成した以下の項目のドラフトに基づいて説明がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ①健康強調表示の適用を食品および食品成分とするか否か(食事全体を含めるべきか) ②健康強調表示を正当化するために必要な証拠の重みをいかに評価するか ③健康強調表示の再評価についていかに進めるか ・部会は、①健康強調表示の適用を食品および食品成分とし、食事全体は対象とはしないことを確認した。 ・また、②健康強調表示を正当化するために必要な証拠の重みについては、極めて困難な問題ではあるが、むしろこの問題に焦点を当て、証拠の重みを保証するプロセスおよび強調表示の性格についての指針を提供するべきであるとの意見も表明された。 ・ステップ 4 に留め、次回会議において更なる討議を行うことで合意した。 <p>○ 第 29 回会議(2007 年：H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回初めて実質的な討議が項目毎になされたが、より具体的な科学的根拠の評価プロセスの提示、証拠のレベルに関するより具体的な記述、その場合の本文書の再構成の必要性などが指摘された。 ・また、本勧告案は、「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの付属文書(Annex)とすることが合意された。 ・部会としては本議題をステップ 2/3 に戻し、また、フランスによる電子 WG に基づく討議資料の再ドラフト作成が合意された。さらに、部会会議の前日に作業部会を開催することも同時に合意された。 <p>健康強調表示の科学的根拠に関する勧告案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前文 (CAC/GL 1-1979, Rev. 1-1991)(CAC/GL 23-1997, Rev. 1-2004) 2. 適用範囲 3. 定義 (CAC/GL 23-1997, Rev. 1-2004) 4. 科学的根拠の評価 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 証拠の種類と質 (ヒト臨床試験、証拠全体の評価) 4.2 特殊な事例(充分に認識されている食事と健康の関係等) 4.3 証拠の適用範囲(成分本質と健康効果の関わり、適切な対象者、摂取量や栄養バランスに関わる安全性) 5. 評価のプロセス

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>1. 健康強調表示の証拠の基準と栄養政策の関わり</p> <p>2. 食品(成分)と健康の関係</p> <p>3. 測定項目(バイオマーカーと健康に関わるエンドポイント)</p> <p>4. 全ての証拠の確認と分類</p> <p>5. 個々の証拠(試験)の評価、解釈</p> <p>6. 証拠全体の評価 (Totality of Evidence)と健康強調表示の関係</p> <p>6. 再評価(新たな証拠や科学的知見、5～10年毎?)</p> <p>Proposed Draft Annex to the Codex Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims: Recommendations on the Scientific Basis of Health Claims at Step 3 (CX/NFSDU 07/29/6 September 2007, Appendix 2)</p> <p>○ 第30回会議(2008年：H20年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスの作成による原案を、事前のWGで修正し、それをもとに議論をした。再評価については各国の判断に任せる等の修正がくわえられ、ステップ5/8でCAC総会に諮ることとした。 <p>● 第32回CAC総会(2009/7)においてステップ5/8で採択された。 Standards and Related Texts Adopted at Step 5/8 (with omission of Step 6 and 7) Recommendations on the Scientific Basis of Health Claims (Annex to the <i>Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims</i> -CAC/GL 23-1997) ALINORM 09/32/26 Appendix V</p>

各国の対応

現在検討中の基準

- 第26回会議(2004年:H16年11月)
- ・ビタミン・ミネラル フードサブプリメントのガイドラインに関連し、NRVs (Nutrient Reference Values) の改定に関する議論である。FAO/WHO 専門家会議では、1988 以降改定の検討をしていない。部会として FAO/WHO 専門家会議に、改定のための科学的助言を要請する件につき討議。
 - ・現在、FAO/WHO 専門家会議では、栄養成分のリスク評価(2005)、糖質栄養(2006)、油脂栄養(未定)を予定している。FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を要請する際には、要請内容を明確にする必要がある。
 - ・南アフリカを座長とするワーキンググループにおいて、FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を要請する際に必要な改定 NRV 作成の原則、リストに掲載されるべき栄養素、年代別性別、各国の現状等を含めた新たな討議資料を作成する。

[CX/NFSDU 05/27/4]

VITAMINS		MINERALS	
Vitamin A	Mcg	Boron*	Mcg*
Vitamin C or ascorbic acid	Mg	Calcium	Mg
Vitamin D	Mcg	Chloride*	Mg*
Vitamin E*	Mg, TE*	Chromium*	Mcg*
Vitamin K*	mcg*	Copper	Mg
Vitamin B ₁ or thiamine	Mg	Fluoride*	Mcg*
Vitamin B ₂ or riboflavin	Mg	Iodine	Mcg
Nicotinic acid, nicotinamide or niacin	Mg	Iron	Mg
Vitamin B ₆ or pyridoxine	Mg	Magnesium	Mg
Folic acid or folate	Mcg	Manganese	Mg
Vitamin B ₁₂ or cyanocobalamin	Mcg	Molybdenum*	Mcg*
Biotin*	Mcg*	Phosphorus*	Mg*
Choline*	mg*	Potassium*	Mg*
Inositol*	mg*	Selenium	Mcg
Pantothenic acid*	Mg*	Sodium*	Mg*
		Vanadium*	Mcg*
		Zinc	Mg

(*)は、新規の追加項目。
乳幼児(0~3歳)と4歳以上の2つのセット。ただし、乳幼児用のリストでは、ナトリウム、塩素およびカリウムを含めない。

現在検討中の基準

各国の対応

○第27回会議(2005年：H17年11月)

- ・南アフリカより、受理した各国コメントをもとにNRV策定の原則、異なる集団におけるNRVの基準、栄養素選択の基準を含む改訂報告書が説明された。その中で、WHA 56.23の観点から、この作業の重要性が指摘され、最適NRVの策定は、全ての人により良い健康をというWHOのゴールを達成する指標になりうる事が強調された。
- ・議長より、NRV策定の目的は、1988年ヘルシンキ会議において報告されたように、栄養素強調表示に用いるためであり、最適栄養を求めたためではないということ、誤った情報から消費者を保護するためにビタミン・ミネラルのNRV策定に関する一般原則作成に集中すべきである、とするコメントがあった。
- ・部会は、南アフリカを議長とする電子WGに対し、本会議における議論とコメントを考慮して表示目的のためのNRV策定に関する原則及び異なる集団におけるNRV策定の必要性に焦点を絞って討議書を引き続き作成することを要請し、多くの国の参加が強く求められた。

○第28回会議(2006年：H18年11月)

- ・南アフリカによる討議書の改定案が示された。また同時に、この重要な案件の議長を続ける余力が無いとして、交替を要請した。
- ・ECより次のような発言があった。
 - 1) 栄養素参考量の改定は極めて重要でありこの作業は続ける必要がある。
 - 2) 討議書の作成に際しては、成人および6か月から36か月の乳幼児を対象とし、特にビタミンとミネラルの栄養素参考量の改定から始めるべきである。
- ・韓国より、この重要な案件の議長を引き受けてもよいとの意思表示があり、満場一致で合意された。

○第29回会議(2007年：H19年11月)

- ・韓国代表団の調整によりEWGによる検討を行い、年齢階層の異なるグループにおけるNRV策定のための討議文書、及び各国の現状についてその概要の報告がなされた。
- ・米国を含む一部の国は、乳幼児を対象としたNRVの作成は非常に重要であるが、まず一般を対象としたNRVを作成しその後作業に入るべきだと主張した。
- ・一方ECからは、乳幼児を対象としたNRVの作成と、一般を対象としたNRVの作成を同時並行すべきとの意見が提出された。
- ・当部会においては、まず一般に対するNRVを作成し、これを原則として乳幼児を対象とするNRVを作成するか否かについて再度検討すべきであるとするとともに、ビタミン、ミネラルに関する部分を優先し実施することとした。
- ・また、引き続き韓国により各国の意見を集めつつ次回会合までに再修正した討議資料(新規の作業としてCAC委員会の承認を得るための作業提案書)を準備することとした。

○第30回会議(2008年：H20年11月)

- ・韓国の作成による原案を、事前のWGで修正し、それをもとに議論をした。
- ・基本となる栄養量の指標については、平均必要量ではなく、推奨量を用いること等の変更が加えられた
- ・一般集団のNRVの数値の決め方については、異なる性年齢層の数値のうち、一番高い数値を用いるのではなく、対象となる集団を適切に代表すると考えられるサブグループの平均値を用いることで概ね合意された。
- ・以上の改訂案については、ステップ2/3に戻し、韓国を中心とする電子WGで引き続き議論するとともに、FAO/WHOのビタミンおよびミネラルの

現在検討中の基準	各国の対応
(4) トランス酸の定義に関する 討議資料	<p>必要量に関する専門家会議報告書のデータに基づいて、具体的数値案を策定する作業を行うこととされた。</p> <p>コーデックス表示部会より要請されたトランス酸の定義に関する議論である。</p> <p>○第25回会議(2003年：H15年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> トランス脂肪酸に関しては定義、分析法等検討事項が多く残されていると認識。 マレーシアがデンマークの協力を得て、電子WGにより討議資料を作成することとなった。 <p>○第26回会議(2004年：H16年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> マレーシア及びデンマークが討議資料を作成した。 本会議でのマレーシアによる提案説明に際しては、「化学構造及びAOCS試験法をもとに」原案の第一文のみを提案した。 トランス脂肪酸とは、そのトランス配位において、少なくとも1個のメチレン基(-CH₂-CH₂-)が入ることにより、炭素と炭素の二重結合部分が分離されている非共役のすべてのモノ不飽和脂肪酸と多価不飽和脂肪酸の立体異性体と定義される。 IDFから、水素添加行程に言及するべきであるとの意見が出されたが、下記提案の通りで合意し、この結果は表示部会に送付され、後の取り扱いについては表示部会の討議による。 <p>For the purpose of the Codex guidelines on Nutrition Labeling and other related Codex Standards and Guidelines, trans fatty acids are defined as all the geometrical isomers of monounsaturated and polyunsaturated fatty acids having non-conjugated interrupted by at least one methylene group carbon-carbon double bonds in the trans configuration.</p>
(5) 食品への必須栄養素の追加に関するコーデックス一般原則の改定提案	<p>○第27回会議(2005年：H17年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間的制約のため討議ができず、次回会議で討議予定。 <p>○第28回会議(2006年：H18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> カナダによる食品の調整、生産、加工についてのガイドライン作成に関する新規作業提案の合意が得られ、次回会議に討議書を提出することが合意された。 <p>○第29回会議(2007年：H19年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食品への必須栄養素の追加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL09-1987)」は、必須栄養素を強化、復元し、或いは栄養素の等価性を目的に添加することで、食品の総合的な栄養品質を維持、改善する指標を示すものであるが、1987年に一般原則が導入され、その後1989年、1991年に改正されて以降、ビタミンやミネラルの添加、強化について技術的にも変化、考え方(philosophy)も変わり、更には生理活性のある非栄養素(non-nutrient bioactive substances)の添加についても興味を示されている。 食品中の栄養素および非栄養成分のうち健康ならびに疾病リスク減少における役割が理解されるようになってきたことから、同原則が有用な役に立つものとなるようにするため、カナダ代表団から修正のための新規作業の提案である。
(6)	<ul style="list-style-type: none"> 本部会で当該議題の内容について協議を行い、検討の範囲を研究結果に基づく範囲に限定し、再度提出することが合意された。 <p>○第24回会議(2002年：H14年11月)</p>

現在検討中の基準	各国の対応
<p>エネルギー係数に関する専門家会議の審議資料</p> <p>この議題については、第 25 回以降、追いかけても議題見当たらないので、コメントができません。</p>	<p>・FAO から「Harmonization of Energy Conversion Values」に関する専門家会議が、2002 年 12 月に開かれ、最終報告書が 2003 年 2 月末までにウェブサイトに掲載され、その後直ちに出版されると報告された。</p> <p>・次の会議の検討資料になる予定となった。</p> <p>○ 第 25 回会議(2003 年：H15 年 11 月)</p> <p>・エネルギー換算係数に関するFAOのワークショップの結論「食品に含まれるエネルギーの分析方法と表現方法」が完成したものの、まだCO DEXメンバールには回付されていないと報告があった。</p> <p>・部会事務局に対し、このワークショップの結論をまとめ、かつ将来部会がどういうアクションをとるべきか記述した要約を作成することが要請された。</p>

3. その他の事項及び今後の作業

現在検討中の基準	各国の対応
<p>(1) プロラミン分析と毒性に関する WG の報告</p>	<p>○ 第 24 回会議(2002 年：H14 年 11 月)</p> <p>・2003 年 3 月に報告書が提出できる見込みであり、グルテンブリー食品に関する規格案は次回会議で、別途議案として検討することに同意した。</p> <p>第 25 回以降は、議題「グルテン不耐性者用特殊用途食品規格」において検討され、第 31 回 CAC 総会での議題が採択され終了している。</p>
<p>(2) 乳児用調製粉乳中の病原細菌</p>	<p>○ 第 24 回会議(2002 年：H14 年 11 月)</p> <p>・本部会ではCCFH(食品衛生規格部会)に新規課題として提案した。</p> <p>・さらに、1979 年から改訂を行っていない乳児および幼児用食品の衛生規定の勧告国際規格の作業を行うように CCFH に求め、また FAO/WHO の専門家会議にもその必要性を評価するように勧告した。</p> <p>この議題は、第 35 回 CCFH 会議(2003/5)に付託を確認したが、されていない。その後の CCFH の議事録は確認していないが、CCNFSDU での議論はされていない。</p>
<p>(3) 乳児用調整乳の基準における公定法について</p>	<p>○ 第 29 回会議(2007 年：H19 年 11 月)</p> <p>・栄養成分の分析に係る公定法の策定について、米国を中心として本会議の合同を縫い一部の参加国間で協議がなされ、第 30 回会合までに EWG を開催し、栄養成分の分析に必要な分析法のリストを作成するとともに、必要に応じ CCMAS に検討を依頼することとした。</p> <p>第 30 回の議題には上がっていない。</p>
<p>(4) 低体重児用の穀物加工食品について</p>	<p>○ 第 29 回会議(2007 年：H19 年 11 月)</p> <p>・インド代表団より、インドにおける低体重児の実態について報告がなされ、穀物を原料とした栄養補助食品について検討するよう提案がなされ受理された。</p> <p>・次回会合での検討のため、インドがより詳細な作業提案書を作成することで合意した。</p> <p>○ 第 30 回会議(2008 年：H20 年 11 月)</p> <p>・当提案とガーナ提案の「乳児(6～12ヶ月齢および幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂)」について、1つの作業として行うことも含めて議論された。</p>

現在検討中の基準	各国の対応
<p>(5) WHO 食事、運動と健康に関する世界戦略(DPAS)の実行計画案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両提案が、途上国の栄養失調児を対象としているものの、対象食品が異なることから個別の作業とすることとされた。 ・インド、ガーナ主導の電子WGを立ち上げ、緊密に連絡を取りつつも、個別の作業として案を策定し議論することとなった。 <p>○第27回会議(2005年：H17年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第28回CAC委員会において、DPAS実行に関連するコーデックス活動は、主として食品表示部会と栄養・特殊用途食品部会の業務になること、その業務のためにEAOと協力し、WHOが新規業務に関する具体的提案を含むより絞り込んだ資料を作成することになっている。 ・WHOは、WHOとFAOが設立する電子フォーラムへの参加を奨励した。このフォーラムはCCNFSDUが検討すべき分野の設定、コメント、討議を行ない、以下の内容を含む(CRD23)とした。 <ul style="list-style-type: none"> 1) DPASの目的達成に障害となるおそれのある現行規格の評価 2) DPASに関連する新規あるいは改訂規格、ガイドライン、勧告の検討に必要なEAOとWHOによる科学的アドバイスに関する提案 3) DPAS達成に寄与する可能性のあるコーデックスの責務として扱う消費者情報 4) 栄養に対するリスク分析の適用 ・WHOは電子メールなどを通じて集めたコメントを基に、2006年7月にCACに対し進捗状況の報告を行う。 <p>○第28回会議(2006年：H18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第29回コーデックス委員会総会において同実行計画案提出の遅れが確認され、同計画案が当部会会議に討議資料として提出されたものである。栄養・特殊用途食品部会に対する検討要請は以下の通り。 <p>B.CCNFSDU is requested to consider the following proposals at action:</p> <p>1 Nutrition Labelling</p> <p>1.1 Develop Nutrient Reference Values for nutrients that are associated with both increased and decreased risk of noncommunicable diseases.</p> <p>2 Nutrition Claims</p> <p>2.1 Develop conditions for nutrient content claims for trans-fatty acids and include restrictions on both saturated and trans-fatty acids in the conditions for both nutrient content claims and comparative claims for saturated fatty acids and trans-fatty acids.</p> <p>3. Production and Processing Standards regarding the Nutritional Quality and Safety of Foods</p> <p>3.1 Review the need for guidelines intended for governments on the use of sound nutrition principles in the production, processing and formulation of foods based on the population nutrient intake goals of 2002 Expert Consultation(Diet, Nutrition and Prevention of Chronic Diseases, The Report of Joint WHO/FAO Expert Consultation: WHO Technical Report Series No.916)</p> <p>Nutrition Labeling: NRV改定の重要性が指摘されており、当部会としてCCFLに対して、非感染性疾患発症リスクに関連して栄養素参考量リストにおけるビタミン、ミネラル以外の他の栄養素への拡大などの序言を求めることで合意した。</p> <p>Nutrition Claims: デンマーク、IDFから、栄養強調表示の基準において、飽和脂肪酸に関する基準あるいは飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の制限の基準を検討するべきとの提案があった。米国より、トランス脂肪酸については既に「栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン」において取り上げられている(脚注として)と指摘された。</p>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>本件については、部会としての合意は得られなかった。</p> <p>○第29回会議(2007年：H19年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長より第28回会議の結果から、次の2点が報告された。 <ul style="list-style-type: none"> 1) NRV改定の重要性が指摘され、食品表示部会に対して、非感染性疾患のリスクに関連してNRVリストの他の栄養素(ビタミン、ミネラル以外)への拡大等の助言を求め、食品表示部会が合意したこと 2) 栄養強調表示の基準において、トランス脂肪酸の強調表示の基準或いは飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の比較強調表示の制限に関する基準を検討するべきとの提案があったが、部会としての合意は得られなかったこと ・食品表示部会議長より、第35回食品表示部会議(2007)の結果から次の5点が報告された。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 栄養表示ガイドラインの目的の修正に対し十分な支持が得られなかったこと 2) 栄養表示の義務化、栄養表示に際して必要な栄養成分を拡大する件、栄養表示の形式について、新たな作業としての結論は得られなかったこと 3) トランス脂肪酸の栄養強調表示に関する新規作業の合意には至らなかったこと 4) 現行のNRVリストの改定に関する第28回栄養・特殊用途食品部会からの助言要請について、リストの拡大についての結論には至らなかったこと 5) 食品表示部会としては、次回部会会議の直前に作業部会会議を開催し、活動計画案に含まれた全ての項目について検討予定であるということ ・本案件に関し表示部会の取り組みに関する報告を受け、栄養・特殊用途部会としても作業部会の設置を合意した。 ・作業内容：栄養・特殊用途食品部会の職務としての視点から、作業部会(WG)は、WHO 世界戦略の実現に関わる、以下の問題について、CCNFSDUとして取り組むべき作業を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> * 栄養摂取基準(NRVs)、健康強調表示 * その他、WHO 世界戦略に関わるあらゆる事項 <p>○第30回会議(2008年：H20年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国より、事前のWGの議論が紹介され、疾病リスク低減のためのNRV策定の原則、クライテリアを策定する討議文書を作成し、事前WGを行ったうえで、第31回会議で検討することとした。これは新規作業。 <p>○第28回会議(2006年：H18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「穀物を主原料とする乳児及び年少幼児向けの加工食品の規格」の改定をタイ及びインドがそれぞれ提案したが支持が得られず、新規作業として提案しないこととされた。
(6) Revision of the Standard for Processed Cereal Based Foods (Section 3.2, 3.3 and 3.4)	

厚生労働科学研究費補助金(食の安心・安全確保研究事業)
分担研究報告書

食品表示部会における国際規格の策定プロセスに関する研究

研究分担者 小池 創一 東京大学医学部附属病院 企画情報運営部 准教授

[研究要旨]

本研究ではコーデックス委員会食品表示部会(CCFL)の中で我が国にとって公衆衛生上も特に重要であり、また、近年の同部会でも中心的な議題となっている「遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示」及び「食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について」について、食品表示部会における議論に加えて、栄養・特殊用途食品部会におけるこれまでの議論の内容を一部加えて、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理を行った。

今後とも、コーデックス委員会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理を継続してゆくことが重要であるととともに、特定の課題が複数の部会で議論される場合や、議論が CODEX 内の複数の部会で議論される場合に、部会間でその議論の方法、概念、定義、用法がどのように用いられているかについても検証を行うことの必要性が示唆された。

A. 研究目的

コーデックス委員会は、食品添加物、残留農薬、といった検討分野ごとに約 30 の部会から構成されており、それぞれの部会で要求される専門分野が多岐にわたること、また、規格の策定にあたっては、高度に専門的な内容を含むアプローチが採用されてきていることに加え、部会は通常年1回のみ開催され、議論が長期にわたる他、経緯が複雑になっているものが多数存在している。

食品安全に関する我が国の国民の関心はこれまでになく高まっており、議論を長期にわたってフォローしつつ、その内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を整理・分析することは、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が、CODEX をはじめとした国際基準に、効率的、的確に国際基準に反映されるうえでますます重要性を増している。

そこで本分担研究では、CODEX のうち、食品表示部会((Committee on Food Labelling) 以下

「CCFL」)における議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を整理・分析することを目的とした。

B. 研究方法

CCFL の会議資料・関連資料をもとに、議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を整理・分析する収集・分析する。特に、我が国にとって公衆衛生上も重要であり、社会的関心も高く、また、近年の CCFL でも中心的な議題となっている「遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示」及び「食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について」を中心に、その議論を整理することとした。

なお「食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について」は、2004 年 5 月の WHO 総会にて採択された後、CCFL の他、栄養・特殊用途食品部会(Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses 以下「CCNFSDU」)におい

でも議論が行われているため、本年度は、CCNFSDU における議論についても整理・分析の対象に加えた。

C. 研究結果

1. 遺伝子組換え／遺伝子操作技術(GM/GE)由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案

a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案(遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案):定義(ステップ7)

b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案(ステップ4)

遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン策定については1993年以降すでに20年近く議論されている。この過程で、2008年1月に作業部会がガーナにおいて開催され、作業部会で作成された文書が第36回部会(2008年)に提示され、当時既にステップ4まで進んでいたガイドライン原案に代えて、この文書が以後の議論のベースとなった。この文書は、他の文書、規定との整合性の観点から、現行のコーデックス文書に掲載されている表示の規定との遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示にも適用できる規定を整理した作業文書である。

2009年のCCFLでは、既に20年近い歳月が費やされながらコンセンサスに至らず、近い将来にコンセンサスが得られる見込みもない中、「食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略」の実施等、より緊急の公衆衛生上の課題を考慮に入れれば、本作業は中止されるべきと主張した米国、アルゼンチン等の国と、20年の間に進捗が見られ、特に多くの開発途上国がCODEXの遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示のガイダンスを必要としていること、勧告原案は有用でありうること、消費者の選択に資する観点から義務表示が必要であると主張す

るEC、マリ等とで意見が真っ向から対立し、議論は再び膠着状態に陥った。

この状況を打開すべく、議長は、二国間あるいは多国間の本案件についての非公式な議論のための、少なくとも3会期間作業を中断(abeyance)することを提示したが、これはかえってECや、マリを始めとする多くの開発途上国の非常に強い反対を招いた。特にEUは、このような消費者にとって重要な事項と考えられている事項に対して、作業を中止することは、本委員会の信頼性を損なうものであり、深刻な結果を招きかねないと主張を行い、これを受けて、EUの構成国も同様の主張を、それぞれの国としての立場で発言した。

一方、米国、アルゼンチン等は、すべての開発途上国が本業務の継続を支持しているわけではないこと、作業の中断が共通の土台を確立しうること、「食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略」についての作業に集中することが可能となることから議長案を支持したものの、最終的には議長案への支持が得られず、原案の2つの冒頭部分をそのまま維持した上で、パラグラフ1についての部会で出た修正案を加え、文書全体を括弧でくくったまま、ステップ3にとどめたまま各国コメントを求め、次回部会の議論に委ねることとなった。

一方、定義については、すでに検討対象となっていない文書をもとにして作成された案である以上、定義に関する作業そのものの中止を提案した国(米国等)がある一方、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」の4.2.2においてバイオテクノロジー由来の食品及び原材料についての記載に関連するものであることから、定義については、同規格の修正提案として適切であるという主張を行う国(EC等)に意見が分かれた。

日本からは、既に検討対象となっていない文書をもとにして作成された案であることを認めつつも「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」や「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」と矛盾しないよう、定義案について修正点

指摘した。委員会としては原案のままステップ7にとどめるものの次回会合で日本の提案も含めて議論することとされた。

2. FAO 及び WHO からの提出事項: 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

(1) CCFL における議論の経過

2004 年 5 月の WHO 総会にて採択された「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略」に関し、コーデックスとしてのどのような対応が可能か、表示部会と栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)に対して検討が求められているものである。

2009 年の CCFL では、本部会に先立ち開催された作業部会の報告に基づき議論が行われ、以下の事項が合意された。

a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案(ステップ4)

栄養成分リストに加えるかどうかは、(1) 公衆衛生上の重要性(2) 消費者が健康に資する食品を選択できるような情報提供に資するかどうか(3) 実行可能性の 3 点の基準に基づき、判断されるべきであることが合意された。熱量、たんぱく質、脂質、糖質に加えて、飽和脂肪酸をリストに追加すべきであることが合意されたが、糖類、添加した糖類、トランス脂肪酸については合意が得られなかった。また、コレステロールはリストに追加すべきではないことで合意された。ナトリウムについては、リストに加えるべきであることは概ね合意が得られたが食塩と表記すべきか、ナトリウムと表記すべきかについては意見が分かれ、食物繊維についてはさらなる議論が必要とされた。

さらに、費用と便益や公衆衛生上の必要性についても世界的な動向と各国固有の動向との兼ね合いについても配慮が必要であることが確認され、ステップ

3 として各国のコメントを求め、次回部会で議論することとなった。

b) 義務的栄養表示に関する討議文書

義務的表示については、a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案の議論の後で進めることで合意されていることから、義務的表示を行う場合の問題点等を指摘するにとどめ、引き続きオーストラリアが電子作業部会の議長を務め、討議文書を改訂することとされた。

c) 栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案(ステップ4)

消費者教育や理解度に左右される”readability”を標題から削除すること及び数値で表示する場合の数字の丸め方は各国で定めるべきであることには合意したが、様式、最小フォントサイズを決めるかどうか、除外規定等には合意が得られず、原案をステップ 3 として各国のコメントを求め、次回議論することとされた。

d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書

ノルウェーを議長として電子作業部会が行われているが、WHOの世界戦略にリストアップされた食品原材料(果物、野菜、豆類、全粒穀類、木の実、遊離糖類、食塩(ナトリウム))に限って引き続き電子作業部会(ノルウェー、カナダ議長)で討議文書を作成し、次回(2010年)部会で議論することで合意した。

(2) CCNFSDU における議論

2009 年 11 月 2~6 日にドイツにおいて開催された栄養・特殊用途食品部会では、食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施に向け、非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参

照量(NRV)に関する新規作業が提案され、アメリカとタイを議長国とする物理的作業部会を行うこととされている。

アメリカが会期直前の物理的作業部会の議論を紹介し、用意された新規作業提案ドキュメントについて議論があった。

飽和脂肪酸については、マレーシアが含まれるべきではないと主張し、さらに、どの栄養素を対象とするかは食品表示部会(CCFL)が判断すべきという意見もあった。NRVの定義については、CCFLに付託することとした。

今後、アメリカ、タイおよびチリを議長国とした電子作業部会を立ち上げて一般原則等について、議論をすすめ、次回部会においてステップ3で議論するための資料を作成することとされた。また、ビタミンとミネラルについてのNRVとあわせて、次回部会に先立ち、物理的作業部会を開催することとなった。

D. 考察

食品表示部会の任務は

- (1) すべての食品に適用できる表示に関する規定案を作成する。
- (2) 食品規格、取扱規範及びガイドラインを作成する各食品別の規格部会によって作成された特定の表示規定案を検討する。その結果、必要があれば修正して、承認する。
- (3) コーデックス委員会が当部会に指示した特定の表示問題を研究する。
- (4) 食品の広告において、特に強調及び誤解を招く記述事項に関する問題を研究する。

ことであり、毎年5月にカナダが議長国になって議論が進められているものである。

一方、栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)の任務は、

- (1) コーデックス委員会が当部会に指示した特定栄養問題について検討するとともに、一般的な栄養問題について委員会に勧告を行う。

- (2) すべての食品の栄養の観点に関する一般規定案を必要に応じて作成する。
- (3) 特殊用途食品に関する規格、ガイドライン及び関連するテキストを、必要に応じて関連する他の部会と協力して作成する。
- (4) 必要であれば、栄養の観点の規定案を、コーデックス規格、ガイドライン及び関連するテキストに含めることを、検討、必要に応じて修正し、規定案を承認する。

であり、毎年11月にドイツが議長国となって議論が進められているものである。

昨年度は、これまでのCCFLにおける議論についてのみ調査していたが、「食事、運動及び健康に関するWHOの世界戦略」は、CCFLとCCNFSDUの双方で議論が行われていることから、双方の議論の経過を追った。

今般のCCFLの議論を通じて

- (1) 双方の部会において、このテーマ部分についてはもう一方の部会が判断すべきという意見がある場合(CCNFSDUにおけるNRVの定義についての議論等)は、もう一方の部会に付託することとなる。さらに、ひとつの部会で議論されている案件がより一般的な原則にかかわる場合には、一般原則部会(CODEX Committee on General Principles; CCGP)で議論されるべき課題となるなど、議論がCODEX内の部会間を行き来する事例がみられた。このことは議論の長期化と複雑さを増す原因の一つとなっている。
- (2) 遺伝子組換え/遺伝子操作技術(GM/GE)由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案の議論で、特に各国の利害に強くかかわる事項についてはECがグループとしての立場を述べた後に、各国としての発言が続いてゆき、地域連盟と国の立場を重層的に使い分けながら自らの主張を効果的に主張する方法がみられた。
- (3) 2008年1月に膠着している状況を打開すべく作業部会がガーナにおいて行われ、これまでの議論についての作業部会で作成された文書を第36

回部会に提示した例、今回の定義についての日本提案が具体例に挙げられるように、各委員会において用語、概念の定義や既存文書における用法を整理することが膠着した議論の状況を打破するための手段として用いられていることは、さまざまな議論が実は共通の認識の上に立っていないことがあり得ることを示唆している可能性がある。

これらを踏まえると、CODEX 内の議論であっても、部会間でその定義、用法が厳密な意味で共通でないものが存在しうる可能性があり、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が、CODEX をはじめとした国際基準に、効率的、的確に反映されるためには複数の部会において、類似する概念がどのように議論されているか、また、本当に同じ意味で用いられているのか、もし、用いられないことがあるとすれば、それにはどのような背景がありうるのかについて検討を行うことの必要性が示唆されたものと考えられる。

E. 結論

食の安全、安心に関わる国民の関心が高まるにつれて、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できることの重要性が一段と増している。我が国の生活にも密接にかかわることから、今後とも、コーデックス委員会の中でこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理を継続してゆくことが重要である。

それとともに、本年の研究から明らかになった、同じ CODEX 内の議論であっても、定義が確立されていない概念については、部会間でその定義、用法が厳密な意味で共通でないものがありうる可能性を示唆するものであり、来年度以降は、複数の部会において、共通の用語が本当に同じ意味で用いられているのか、もし、用いられないことがあるとすれば、それにはどのような背景がありうるのかについて検討を行う

こととしたい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

CODEX「食品表示部会」(主催国：カナダ)における検討状況

I. 食品表示部会の委託事項の内容

- (1) すべての食品に適用できる表示に冠する規定案を作成する。
- (2) 食品規格、取扱規範及びガイドラインを作成する各食品別の規格部会によって作成された特定の表示規定案を検討する。その結果、必要があれば修正して、承認する。
- (3) CODEX 委員会が当部会に指示した特定の表示問題を研究する。
- (4) 食品の広告において、特に強調及び誤解を招く記述事項に関する問題を研究する。

II. これまでの重要決定規格等；第30回食品表示部会現在(2002年)

- (1) 包装食品の表示に関する一般規格 stan.1-1985
 - ① 適用の範囲
 - ② 用語の定義
 - ③ 一般原則
 - ④ 包装食品への義務表示事項
 - ⑤ 追加の義務表示事項
 - ⑥ 表示の免除
 - ⑦ 任意表示
 - ⑧ 表示方法
- (2) 販売される食品添加物一般表示規格 stan.107-1981
 - ① 適用の範囲
 - ② 用語の定義
 - ③ 一般原則
 - ④ 小売店で販売される包装食品添加物の表示事項
 - ⑤ 小売店以外で販売される包装食品添加物の表示事項
 - ⑥ 表示方法
 - ⑦ 特殊食品添加物への追加事項
- (3) 強調表示に関する一般ガイドライ GL.1-1979
 - ① 適用範囲と一般原則
 - ② 定義
 - ③ してはならない強調表示
 - ④ 誤解を招く強調表示
- (4) 栄養表示に関する一般ガイドライン GL.2-1985
 - ① 適用範囲
 - ② 定義
 - ③ 栄養表示

- ④ 補充の栄養情報
- ⑤ 栄養表示の定期的見直し
- (5) 有機的に生産された食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン
GL.32-1999 Rev.1-2001
- (6) 過敏症の原因となる食品に関する包装食品一般表示規格の一部改正(1999年総会で採択) Stan.1-1985 (に section4,2,1,4 として追加)

III. 第30回部会(2002年)から第37回部会(2009年)までに検討された議題

◆現在検討中の議題

- (1) コーデックス規格案における表示事項の検討
- (2) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
- (3) 遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
 - a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案(遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案): 定義
 - b) 遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン
原案: 表示規定
- (4) 包装食品の表示に関する一般規格の修正原案: 原材料の量に関する表示
- (5) 誤認させる食品表示に関する討議資料
- (6) 栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案
- (7) 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

◆検討終了した議題

- (1) 包装食品の表示に関する一般規格(クラスネーム)の修正案
- (2) 栄養表示のガイドライン(栄養素リスト)に関する修正案
- (3) 健康強調表示の使用に関する勧告案
- (4) 健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案
- (5) 原産国表示に関する検討資料
- (6) 表示とトレーサビリティ/プロダクト・トレイシングに関する検討
- (7) 広告に関する討議資料
- (8) トランス脂肪酸の定義に関する検討
- (9) トランス脂肪酸の定義原案